

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
 http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

未来は想像するより、自ら創りだすものだと言います。政治、経済が混迷している中で国リーダーに求められていることは目指すべき国や挑戦すべき社会を明確に示すことだと思います。若者が情熱を傾けたくなるようなプロジェクトや努力すれば実現する目標を指し示し、そのための環境を整備してあげることです。企業のリーダーも同じことでしょう。いたずらに危機感を煽るのではなく、自社の強みが活かされるポジションを見極め、そこに力を集中させ。それがリーダーシップでしょう。

私の書棚より

○一度言ったことでも環境が変化し、通用しなくなれば、すぐに訂正して新しい方針を示さなければ変化に取り残されてしまいます。朝令暮改を躊躇なくできることがリーダーの条件の一つになっています。
 ○ビジネスの世界で挑戦するとは、まさに自分で仮説を立て、実行していくことであり、仮説を立てない人は仕事をする気がないと同じであると肝に銘じるべきでしょう。

「朝令暮改の発想」

鈴木敏文著

新潮社

税務アンテナ

□中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度とは、事業の用に供した減価償却資産の取得価額が30万円未満のものについては、その取得価額の合計金額が一事業年度で300万円に達するまでは損金に算入できるものです。

資本的支出については、既に有する減価償却資産につき、改良、改造等のために行なった支出であるため、減価償却資産の取得にはあたらず、この特例の適用はありません。ただし、資本的支出が、規模の拡張や単独資産としての機能の付加である場合など新たな資産を取得したと認められる場合には、この特例を適用することができます。

□相続税の期限内申告段階で相続財産が未分割である場合には、分割見込書を添付し、法定相続分の割合に従い、その財産を仮に取得したものとして、課税価格及び税額を計算し申告、納付するものとされています。この場合には、配偶者の相続税額軽減特例、小規模宅地等の課税価格の特例は適用されません。ただし、申告期限から3年以内に遺産分割協議が整った場合には、これらの特例を適用することができますが、分割協議後4ヶ月以内に更正の請求をしなければ、相続税の還付が受けられなくなります。また、広大地を分割して相続した場合には広大地の評価額が増加するケースもあります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

ケ ジ ュ ー ル

| 8月の税務スケジュール | |
|-------------|---|
| 10日 | ○ 7月分の源泉所得税の納付 |
| 31日 | ○ 6月決算法人の確定申告 ○ 12月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 9月、12月、21年3月決算法人の消費税中間申告 ○個人事業者の21年分消費税等の中間申告 |

| | |
|-----|-----------------------|
| 31日 | ○ 8月決算法人の消費税各種選択届出書提出 |
|-----|-----------------------|

今月の贈る言葉『最もやっかいで最も難しく

最も面倒な選択肢が正解ということだ』 by 村上龍